

自動販売機設置業者募集要領（公募型見積合わせ）

（公財）小松市まちづくり市民財団では、小松運動公園末広体育館に自動販売機を設置する業者を募集します。

参加を希望する方は、この募集要領の内容を承知の上、下記４に示す申込書類を提出してください。

1 目的

小松運動公園末広体育館の利用者へのサービス向上及び自動販売機設置業者の公平な選定、見積方式による歳入向上を図るため、自動販売機を設置する業者を募集するもの。

2 応募資格要件

「令和６年度自動販売機設置業者登録名簿」に登録されていること。

3 募集事項等

（１）設置場所及び面積

財産の名称：小松運動公園末広体育館

所 在 地：小松市末広町７２番地

財産管理者：小松市長

物件番号	場所	面積	台数	種類
6	体育館ロビー (別紙１参照)	機器面積 0.75m×1.20m 0.9㎡以内 ゴミ箱面積 0.75㎡ 合計 1.65㎡	1台	ペットボトル容器 缶

（注１）許可面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含みます。

（注２）自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がある場合も考えられますので、別添．設置図で確認をお願いします。

（２）設置期間

令和７年９月１６日から令和８年９月３０日までとします。

ただし、自動販売機設置の必要性並びに設置業者の管理運営状況を勘案し、公用、公共用として支障がないと判断することができる場合には、選定時の見積内容を変更しないことを条件に、令和８年１０月１日から３年を限度（最大令和１１年９月３０日まで）に、１年を単位として更新できます。

※末広体育館は工事期間中のため、自動販売機の設置が１６日以降となる場合がございます。

開札日以降に優先交渉権者の方へ連絡をいたします。

(3) 最低売上料率

20.0%

(4) 参考情報

① 電気料

1 kWh あたりの平均電気料：19.87 円（税抜）

※令和6年度（4月～3月）の実績

② 既設自動販売機の売上実績

物件番号	場所	種類	売上数量
6	体育館ロビー (別紙1参照)	ペットボトル容器 缶	*****

(注1) 新規物件の為、売上実績なし

※1㎡あたりの年間使用料（基本使用料）は、条例改正により徴収いたしません。

4 申込書類の提出

(1) 提出書類

番号	提出書類
①	参加申込書（様式第1号）
②	売上料率見積書（様式第2号）

(注1) ①については、参加する物件番号の『参加』欄に、○印を必ず記入してください。

(2) 提出期間 令和7年8月4日（月）から令和7年8月14日（木）までの
午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。）

(3) 提出場所 〒923-0026 石川県小松市下牧町69番地 小松総合体育館内
公益財団法人 小松市まちづくり市民財団
防災・営繕グループ

(4) 提出方法 持参又は簡易書留による郵送（必着）

※封筒に入れ密封し、「小松運動公園末広体育館自動販売機設置業者参加申込書」と明記してください。

※電話、FAX、電子メールによる受付はできません。

《郵送の場合の宛先》

〒923-0026 石川県小松市下牧町69番地 小松総合体育館内
公益財団法人 小松市まちづくり市民財団
防災・営繕グループ

5 選定日

令和7年8月15日（金）

6 設置業者の決定

(1) 設置許可は1業者1物件までとします。

(2) 選考順は、物件番号順とします。

(3) 次の優先順位により選定します。

① 売上料率が高いもの

(4) 上記①で決定しない場合は、同率業者によるくじ引きとします。

くじ引き日時は、令和7年8月15日（金）9：00からとし、くじ引き対象事業者へは8月14日（木）に連絡します。

(5) 設置業者を決定したときは、応募者（決定者のみ）に連絡いたします。

7 無効の見積書

次の売上料率の見積は無効とします。

- (1) 公募に参加できる資格のない者の提出した見積
- (2) 談合、その他不正な行為があったと認められる者の提出した見積
- (3) F A X又は電子メールによる見積
- (4) 署名又は記名押印のない見積
- (5) 見積書記載の率、氏名、その他必要な事項を確認できない見積
- (6) 売上料率の訂正をしたもの。
- (7) 指定の期間内に提出しなかったもの
- (8) 同一人が同一事項について2以上の見積をしたもの

8 使用許可申請の手続き

設置業者に決定した方は、（公財）小松市まちづくり市民財団と自動販売機設置に関する契約を締結して下さい。

9 設置業者の決定又は使用許可の取消し

(1) 次のいずれかに該当する場合は、設置業者の決定又は使用許可を取り消します。

- ① 許可物件を公用・公共用に供する必要が生じたとき
- ② 小松市及び（公財）小松市まちづくり市民財団の都合により使用許可を取り消す必要が生じたとき
- ③ 正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかったとき
- ④ 設置業者が「自動販売機設置業者登録名簿」から除名となったとき
- ⑤ 使用許可の条件に違反する行為があったとき
- ⑥ 設置業者から申し出があったとき

(2) 上記③から⑥の場合は、次点者に確認のうえ、次点者を設置業者（最低売上料率以上）とします。以降、次点者が辞退した場合も同様とします。この場合、決定した次点者は自身が提示した見積で設置することとします。

10 自己都合による自動販売機の撤去

設置業者は、使用許可の期間が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3ヶ月前までに（公財）小松市まちづくり市民財団に書面（様式任意）により通知してください。

11 原状回復

設置業者は、許可期間満了により自動販売機を撤去する場合は、許可期間内に原状回復

してください。また、上記9により許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、設置業者は一切の補償を（公財）小松市まちづくり市民財団に請求することはできません。

12 その他

使用許可の手続き及び設置・撤去に関する一切の費用については、設置業者の負担とします。

13 問い合わせ先

公益財団法人 小松市まちづくり市民財団 防災・営繕グループ

T E L 0761-24-3073（直通）

F A X 0761-24-1395

E-mail kskkousya@city.komatsu.lg.jp